

建築物飲料水水質検査

必要な機械器具等*1	従事するのに必要な資格等	その他の要件
高圧蒸気滅菌器及び恒温器	水質検査実施者	水質検査に
フレイムレス原子吸光光度計*2		用いる機械
イオンクロマトグラフ		器具等の維
乾燥器		持管理方法
全有機炭素定量器		が厚生労働
PH計		省告示第1
分光光度計又は光電光度計		17号に適
ガスクロマトグラフィ質量分析計		号している。
電子天秤又は化学天秤		
水質検査を的確に行うことのできる検査室		

- * 1 機械器具等は事業登録期間中は当該事業登録専用とし当該営業所に保管しなければなりません。
機械器具等の点検状況等を記録する機器管理台帳を備え置く必要があります。
- * 2 誘導プラズマ発光分光分析装置又は誘導プラズマ質量分析装置でも ok です。